

# 生活保護費減額初の賠償命令

## 名高裁判決 国が逆転敗訴

生活保護費の基準額引き下

下げる憲法が保障する生存権を侵害し生活保護法に違反するとして、愛知県内の受給者13人が居住自治体による減額処分の取り消しと国への慰謝料を求めた訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁は30日、「厚生労働相は裁量権の範囲を逸脱し重大な過失がある」として請求を受けた一審名古屋地裁判決を取り消し、國に一人1万円の支払いを命じた。減額処分も取

り消した。

【4・26面】関連記事

生活保護法に加え、国家賠償法上も違法と結論付けた。原告弁護団によるヒ

裁判所は、原告側の逆転敗訴といわれたと強調し、減額処

分の取り消しだけでは被つた精神的苦痛の全てが慰謝

金を削減した。訴訟では、

厚労相の引き下げる判断に裁量権の逸脱や乱用があつたかどうかが争われた。

長谷川恭弘裁判長は判決

理由で、厚労相が行った(1)

訴訟で、賠償を命じる判決

は初めて。厚労省は「判決

内容を精査し、関係省庁や

自治体と協議し、適切に対

応したい」リコメンツした。

厚労省は物価が下落した

として、2013~15年の

3年間で賠償額を平均6・

5%引き下げ、計670億

し、憲法と指摘した。  
過去に例がない大幅な引

き下げで、原告の受給者は  
さらに余裕のない生活を強

いられたと強調し、減額処  
分の取り消しだけでは被つた精神的苦痛の全てが慰謝

されないこととして、國に賠償  
を命じた。

一連の訴訟で高裁判決  
は、原告側の逆転敗訴とな  
った今年4月の大坂高裁に  
続き2件目。同種訴訟は29  
都道府県で起これ、一審

判決22件中12件で減額処分  
を取り消している。

20年6月の一審名古屋地  
裁判決は、厚労相の引き下  
げ判断に「過誤や欠陥がある  
とは言えない」として請求  
を棄却。原告側が控訴した。

# 生活保護減額訴訟

# 「やっと認めてもらえた」

## 原告男性 判決かみしめ

「やっと認めてもらえた。長い闘いだった」。生活保護費の基準額引き下げを巡る訴訟で、30日に審理された控訴審判決を名古屋高裁の法廷で聞いた原告の沢村彰さん(57)=愛知県豊橋市=は「高裁の判断により、(生活保護費に関する計算方法など)おかしいところことが表面化した。この流れが全国の裁判に広がってほしい」と判決をかみしめた。

【一面に本記】

つて生きていこゝかなく  
今も1円でも節約してい  
る

た。

「高のものだ」と笑顔で語り

生活保護費の減額処分を取り消し、国に賠償を命じた名古屋高裁判決を受け、記者会見する原告の女性と男性=30日午後、名古屋市



判決言い渡し直後、高裁からゆうべことした足取りで現れた弁護士らが「完全勝訴」「司法は生きていた」と書かれた紙を広げると、外で判決を待った支援者からは歓声が湧き起つた。

名古屋市の会社員水上孝さん(50)は「一審判決後、怒りを込めて裁判を見守った。逆転勝訴となり全国の生活保護者の希望となつてほし」と喜びを分かち合つた。

その後、原告と弁護団が記者会見。原告の名古屋市女性(72)は引き下げ後の暮らしを口にした。「毎日の必需品が必要になるが、それを節約するために、どれだけ苦労したか。頑張った。私たちの獲得できる最

高席した内河憲一弁護団長は「判決は人間らしい言いぶりがあった。感謝料を認め、生活保護が不十分との言い方で心を打つた。私たちの獲得できる最